

令和 3 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会

日 時:令和 3 年 3 月 25 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市教育センター セミナー室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	土本 英也
次長兼教育総務課長	東 直樹
こども未来室長	森 博紀
学校教育室教育指導担当課長	阪下 誠
学校教育室人権教育担当課長	永井 敬
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校教育室教育センター所長	戸出 克彦
学校園管理室教育施設担当課長	藤原 寛
学校園管理室保健給食担当課長	富尾 穰史
こども未来室幼保運営担当課長	田中 靖晃
こども未来室幼保育成担当課長	樋上 征史
こども未来室幼保育成担当参事	東野 光代
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課主幹	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子

生涯学習推進室長
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長
久保惣記念美術館館長代理

木下 明信
鍛冶 公哉
北野 直美

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
議案第11号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第12号 和泉市教育施設等長寿化計画について
議案第13号 令和3年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言
事項について
議案第14号 令和3年度学校に対する指示事項について
4. 承認事項
(1) 令和3年和泉市議会第1回定例会における補正予算について
5. 報告事項
(1) 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の概要版について
(2) 「大阪府公立学校長(任期付)」の令和4年度任用に係る意向調査について(非公開)
(3) 教職員の処分について(非公開)
6. 情報提供
(1) 交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解(市長による専決処分)について
7. その他の報告事項
8. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和３年和泉市教育委員会第１回臨時会を開会させていただきます。 本日は、令和２年度としましては最後の会議になりますので、よろしくお願いいたします。 また、私ごとではございますが、私、教育長の任期は３年でございまして、この３月末で任期満了となりますが、引き続き教育長を続けることに、本日、議会にて承認されましたので、また、３年間よろしくお願いいたします。 それでは、まず始めに、令和３年第３回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第３回定例会の会議録について承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項４件、承認事項１件、報告事項３件、情報提供１件になります。 議案第１１号「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」、生涯学習推進室より説明願います。
鍛冶課長	生涯学習推進室スポーツ振興担当の鍛冶です。 議案第１１号、和泉市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料１ページをお願いします。 和泉市スポーツ推進委員は、定員を５１人以内と定めており、令和３年第３回定例会で再任２人、職を解く者１人のご議決をいただき、令和３年４月１日時点での予定人員は４１人でございます。 この度、令和３年２月号広報や市ホームページにおいて、委員を募集したところ、１人から申込があったことから面接を行いました。 内容といたしましては、水泳競技経験と、水泳や少年野球の指導経験、またスポーツ施設での勤務経験やスポーツイベントの企画・運営経験があることを確認し、「今までの経験を活かし、夢を持った市民の方が活躍できる環境づくりに寄与したい」という本人の意気込みもありましたので、スポーツに関する深い関心と理解を持つとともに、その職務を行うのに必要な熱意と能力を持っており、スポーツ推進委員の資質が十分であると判断したことから、委嘱しようとするものです。 以上です。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
深堀委員	スポーツ推進委員の制度について、質問します。名簿を見ると、陸上競技経験者、また、経験年数の長い方が多くいらっしゃると思います。様々な経歴の方に参加していただく方がよいと思いますが、在任期間について、通算期間の上限を設ける検討はされていますか。
鍛冶課長	在任期間について、これまで検討したことはございませんでした。他市の状況やスポーツ推進委員との意見交換を進めながら、検討していきたいと思います。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 11 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 11 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 12 号「和泉市教育施設等長寿化計画について」、学校園管理室より説明願います。
藤原課長	学校園管理室教育施設担当の藤原です。 議案第 12 号、和泉市教育施設等長寿化計画について、ご説明いたします。 本計画については、令和 3 年第 1 回定例会にて、概要について報告させていただき、その後、令和 3 年和泉市議会第 1 回定例会厚生文教委員会協議会においても報告を行ったところで、本計画案の内容は、先般の概要報告からの大きな変更はございません。 別冊 10 ページをお願いします。改修等の基本的な方針は、原則として長寿命化を図るものとしております。 次に、別冊 14 ページをお願いします。小中一貫校の施設整備にあたっては、有利な財源措置を受けることができる公共施設等適正管理推進事業債の活用を計画しており、そのためには、本計画への記載が必要となりますので、施設一体型義務教育学校について記載することとしております。 次に、別冊 16 ページをお願いします。具体の実施計画を記載し、令和 4 年度以降、特別教室等の空調設置時期を検討・整理しつつ、槇尾中学校区及び富秋中学校区小中一貫校整備に向けた取り組みを進めます。これらの事業ボリュームを確認しながら、長寿命化改修に取り組み、個別対応も想定するものでございます。 以上です。

小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 12 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 12 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 13 号「令和 3 年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について」、こども未来室より説明願います。
並木教育次長	教育・こども部の並木です。 議案第 13 号、令和 3 年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について、ご説明いたします。 別冊 4 ページをお願いします。 指示事項といたしましては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応」「保育・幼児教育の充実について」、「開かれた園づくり」及び「保幼小の円滑な接続」の 4 項目としています。 「新型コロナウイルス感染症に係る対応」は、様々な場面において感染対策に努め、園で感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築すること等により、子どもの安心・安全の確保、感染症対策を継続しながら、工夫して主体的・対話的で深い学びの実現に努めること等による幼児教育・保育の保障、園職員に過度な負担がかかることのないようにすることとしています。 別冊 5 ページをお願いします。「保育・幼児教育の充実について」は、人格形成の基礎となる教育の確保、就学前教育の充実、主体的・対話的で深い学びの実現、地域の実情に応じた取組みの推進、創造的な思考や主体的な生活態度の育成、一人一人の違いや個性の尊重、さらに職員の人材育成に努めることとしています。 別冊 6 ページをお願いします。「開かれた園づくり」については、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例について全職員の共通理解を行うとともに、保護者にも周知・啓発等を行うこと、家庭や地域に開かれた園になること、地域教育協議会への参加による地域連携や民間園との交流による教育・保育の質の向上に取り組むこととしています。 別冊 7 ページをお願いします。「保幼小の円滑な接続」については、小学校への円滑な接続のためスタートカリキュラム作成や合同研修会等により教育・保育過程の総合理解に取り組むこととしています。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 13 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

	【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 13 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 14 号「令和 3 年度学校に対する指示事項について」、学校教育室より説明願います。 教育指導監大槻です。 議案第 14 号、令和 3 年度学校に対する指示事項について、ご説明いたします。 指示事項といたしましては、「確かな学力を育成する取組みの充実」「子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ」、「学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり」及び「教職員の資質向上と学校運営体制の確立」の 4 項目としています。 毎年、年度当初の校園長会議で私の方から各校校長に周知しております。 本日は、中心部分の説明をさせていただきます。 別冊 1 ページをお願いします。「はじめに」ということで、本教育委員会の決意、指示事項に対する思いや今後の学校教育に対する考え方を記載しています。 別冊 2 ページは、指示事項と教育大綱・教育振興基本計画との関係について、別冊 5～24 ページは、令和 3 年度の取組みの重点について、別冊 6 ページは、「特別重点」ということで、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別冊 25～87 ページは、指示事項の詳細について、それぞれ記載しています。 別冊 88 ページからは、令和 3 年和泉市議会第 1 回定例会にてご可決いただきました、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例について、記載しています。当該条例については、1 ページと 17 ページでも記載しています。 なお、条例に対する教職員の理解の推進について、教育委員会の責務、学校園の責務、保護者の役割等を焦点化し、学校園へ周知を図っていくことを検討中です。
大槻指導監	
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
本間職務代理者	和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例について、保護者の役割と学校園の責務が分かりにくいということがあるかと思います。来年度以降、家庭の役割について、教職員と PTA で話し合う機会を設けること等、指示事項に入れることを考えていただけたらと思います。教育委員会と学校園と保護者が一体となって取り組んでいくことで、和泉市から新しい文化が育つことを希望しております。
大槻指導監	地域的な事情や学校の歴史等もあるかと思いますが、保護者がコミュニティ

	ースクールに自発的に参画する意識をどれだけ持っていただけるかが大切だと思いますので、来年度以降考えて対応します。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 14 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】
小川教育長	ご異議がないようですので、議案第 14 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、承認事項に移ります。 それでは、承認事項 1「令和 3 年和泉市議会第 1 回定例会における補正予算について」、久保惣記念美術館より説明願います。
北野館長代理	久保惣記念美術館の北野です。 承認事項 1、令和 3 年和泉市議会第 1 回定例会における補正予算について、ご説明いたします。 資料 11 ページをお願いします。 事業の概要ですが、洗塵橋は、久保家が昭和 12 年の茶室建造時に松尾川に架けた太鼓橋で、昭和 57 年に美術館茶室とともに市へ寄贈されました。コンクリートの躯体の上に木造の橋が設置されていますが、近年、橋全体の老朽化が進んでいることから、来館者の安全を守るため、躯体部分の補修及び木造部分の付け替え、転落防止柵の設置等の改修工事を 3 月 31 日までの工期で進めていたものです。 繰り越しの理由ですが、木製の床板を撤去した際、コンクリートの躯体が当初設計で想定していた範囲以外にも欠損している箇所が判明しその対応が求められたこと、コンクリート躯体の断面が当初設計と異なっており、鋼製高欄を取り付けるための金物の制作に一定期間を要することなどから、3 月末での工事完了が見込めなくなったため、予算を次年度に繰り越し、引き続き工事を行うものです。 繰越額は、当初の契約額にコンクリートの追加補修等の変更額を付加した 3,680 万 2 千円から、前払金の 1,452 万円を差し引いた残金、2,228 万 2 千円でございます。 なお、工事完了時期等の詳細につきましては、予算繰越後、工事請負業者と調整を行うものです。 以上です。
小川教育長	ただいま、説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。

	承認事項 1 について、承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
	ご異議がないようですので、承認事項 1 は、承認いたします。 承認事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。
小川教育長	まず、報告事項 1「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の概要版について」、学校教育室より説明願います。
永井課長	学校教育室人権教育担当の永井です。 報告事項 1、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の概要版について、ご説明いたします。 先日の教育委員会会議でいただいたご意見を参考に修正をさせていただきました。資料 13 ページが児童生徒向け、15 ページが保護者向けのものです。 また、追加で配付させていただいた資料は、広報いずみ 5 月号に掲載予定のものです。 本日ご意見をいただき、さらに良いものにしていきますのでよろしくお願い申し上げます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項 2「大阪府公立学校長(任期付)」の令和 4 年度任用に係る意向調査について」および報告事項 3「教職員の処分について」ですが、人事に関わる案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きに基づき、非公開とさせていただきます。ご異議ございませんか。
	【異議なし】
	ご異議がないようですので、報告事項 2 および報告事項 3 は、非公開といたしますので、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、次に情報提供に移らせていただきます。
小川教育長	情報提供 1「交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解(市長による専決処分)」について」ですが、事前に資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。何かご質問等がございましたらお願いいたします。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、

阪下課長	事務局からお願いします。 GIGA スクール構想における一人一台パソコンの配備状況等について、学校教育室の阪下よりご報告いたします。 一人一台パソコンの配備状況につきましては、今年度、国の GIGA スクール構想を受け、市立学校の全児童生徒に対して、一人一台のパソコン配備を進め、あわせて各学校の全教室に WiFi 環境を整備したところです。パソコンについては、中学校 3 年生及び 2 年生、小学校 6 年生を優先して配備を行い、今週中に全ての学年への配備が完了予定です。 配備したパソコンにつきましては、小型のノートパソコンで、キーボード入力に加え、タッチペンで画面に手書き入力も可能です。また、画面部分を反転させることで、タブレット端末として活用することもできます。 各学校では令和 3 年度からの本格的な運用をめざして、子どもたちがパソコンへのログイン方法を学んだり、授業支援ソフトを活用して、先生からの課題をパソコンで受信し、その課題に回答するなど、基本的な操作内容についての学習を行っております。4 月からは、本格的な運用を開始し、まずは、通常の授業における活用を行い、その後、長期休業中には、自宅に持ち帰り、家庭学習での活用も進めてまいります。 また、実際に一人一台のパソコンを活用して、子どもたちに教育活動を実施するのは各学校現場の教員であることから、ICT の活用に長け、さまざまなスキルを用いて、一人一台パソコンを活用して新しい教育活動に向けた授業研究についてより積極的に取り組んでいる教員と学校教育室の指導主事で、IDX、イズミ・デジタル・トランスフォーメーションと名づけた研究推進チームを発足し、使える ICT 教材や楽しく学べる授業などの研究を進めております。 以上です。
小川教育長	適宜、資料、写真や動画を教育委員に情報提供できるよう、よろしくお願いします。 何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、他に報告事項がありましたら、事務局からお願いします。
東次長	富秋中学校区における施設一体型義務教育学校の導入に関しまして、適正就学対策審議会での結果について、教育・こども部次長の東よりご報告いたします。 審議会は、2 月 11 日と 3 月 17 日に開催し、第 2 回の審議会で、富秋中学校区に施設一体型義務教育学校、いわゆる小中一貫校を導入すること、就学区域については、葛の葉町について、選択制を導入することの答申を受けました。 今後、その周知のほか、学校開校準備委員会を組織し、学校名、新校舎の検討などを進め、学校開校時期の確定を進めていきたいと考えております。 また、審議会の答申を受け、小中一貫校の導入についての教育委員会での議

東次長	決もお願いする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、定例教育委員会の時間変更についてです。 すでにご案内していますが、変更後の定例会開催予定日を机上に配付しておりますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。 以上です。
小川教育長	何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了いたします。最後に、報告事項 2「大阪府公立学校長(任期付)」の令和 4 年度任用に係る意向調査について」および報告事項 3「教職員の処分について」に移りますので、関係のない方の退席をお願いします。
小川教育長	【報告事項 2・3 非公開にて説明】 以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。

令和3年和泉市教育委員会第1回臨時会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。